

「新規要介護認定の原因疾患調査（転記作業）」を行います

公衆衛生学分野では、宮城県大崎市との共同事業として、2006年に大崎市市民健康調査を行い、その中で追跡調査に同意をいただいた65歳以上の大崎市民の方々を対象として、介護保険の要介護認定を受けたか追跡しています。

そして平成25年10月より、大崎市との新たな共同事業として、上記の方々が要介護認定を受けた際の原因疾患を調査することになりました。これは要介護認定の認定審査で用いられる「主治医意見書」という書類から原因疾患名を転記するものであり、新たに参加を求めるものではありません。何が原因で要介護となった方が多いか知ることにより、健康長寿のための重点課題を明らかにし、その予防策を検討するための基礎資料を作成します。

なお転記作業は、「主治医意見書」を保管している大崎市役所で行われるものであり、公衆衛生学分野では氏名・住所などの個人情報を取得しないため個人が特定されることはありません。研究結果は、集団の集計値としてのみ公表されます。

万が一、「研究協力をしたくない」と思われた場合は、いつでもやめることができます。なお研究協力をとりやめることによる不利益は一切ありません。おやめになりたい時は、お手数ですが下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ先

東北大学大学院 医学系研究科 公衆衛生学分野 電話：022（717）8123